

平成 30 年、11 月定例議会にあたり、自由民主党文京区議団を代表して、私、田中としかねは、大きく三つ、質問をさせていただきます。一点目は、防災の観点を超える国土強靱化に向けた文京区の取り組みについて。二点目は、「文京区緑の基本計画」改定を見据えた新たな構想について。三点目は、文京区における総合教育会議のあり方について。以上の三点を、質問させていただきます。

最初に、防災の観点を超えた国土強靱化への取り組みについてお尋ねします。

本年 7 月の豪雨、大阪北部地震、台風 21 号や 24 号そして北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々のご家族に心よりお見舞い申し上げます。被災者の皆様の声を、それぞれの地域から確実にすくい上げ、一日も早く元の生活を取り戻すことができるよう、自民党所属の議員として、引き続き、政府与党に働きかけてまいります。

5 年前、この一般質問の場において私は、伊豆大島で死者 36 名、行方不明者 3 名を出した土石流被害について質問をさせていただきました。東京では戦後最悪となる台風被害であったわけですが、その後、広島での土砂災害をはじめ、九州北部の豪雨被害、今年も西日本での台風被害が発生し、大雨による自然災害が多発しているように感じるのは単なる印象以上のものがあるように思えます。台風がより強大となるとともに、勢力を維持しながら多くの都道府県をまるで塗りつぶすかのようなコースで、わが国に襲来することが多くなってはいないでしょうか。また、北海道胆振東部地震では、北海道全域にわたるブラックアウトという予想もしなかった事態が発生しています。これまでの常識が通用なくなっています。近年多発する自然災害の傾向を速やかに分析し、将来に備える視点でもって国土の強靱化を進めるべきでありましょう。政府は、今国会において、7 月豪雨への対応として生活再建や生業再建、災害応急復旧のための経費、台風 21 号、大阪北部地震や北海道胆振東部地震等への対応として災害復旧経費等を含む補正予算を提出しました。一日も早く、被災地に届けられることを望むものですが、その上でさらに望むことは、自然災害による被害から速やかに復旧する体制の構築だけではなく、そもそも被害を受けない、そんなしなやかで強靱な国土をつくり上げていくことでもあります。平成のその先の日本という国のあり方を見据えて、国民の生命と財産を守り抜けるような国土づくりこそ、今まさに目指していくべきではないでしょうか。われわれ地方自治体という住民に最も身近な存在にとっても、今すぐにでも果たさなければならない役割があるように思います。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」。これが公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められたのは、平成 25 年 12 月、今から 5 年前になります。国は、この基本法第 10 条に基づき、国土強靱化基本計画を策定するとともに、国土強靱化アクションプランを策定し、政府一丸となっ

て強靱な国づくりを進めてきています。いかなる災害等が発生しようとも、第一に人命の保護が最大限図られること、第二に国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、第三に国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること、第四に迅速な復旧復興を果たすこと、以上の四つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土の強靱化を推し進めてきたのであります。この取り組みには、国と地方が一体となって推進していくことが不可欠でありましょう。そのために、基本法第 13 条に基づき区が独自に策定することができる計画、国土強靱化の観点から区における様々な分野の計画等の指針となるものである、「国土強靱化地域計画」が存在するのです。文京区が国土強靱化地域計画を策定することは、その責務に鑑みても、合理的であり、意義あることではないでしょうか。現在に至るまでの検討過程と今後の取り組みについてお聞かせください。

想定外の事態をも想定して、いわば将来への投資として事前の備えを積み重ねていく、同時に、それを地域の活性化につなげていくというチャレンジが、国土強靱化です。法定計画である国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものです。「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものです。したがって、例えば、地域防災計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「震災対策編」「風水害対策編」など、リスクごとに計画が立てられています。それに対して国土強靱化地域計画の大きな特徴の一つが、「脆弱性の評価」を行うことにあります。強靱という言葉の反対語である脆弱です。これこそがポイントになります。地域のいわば弱点を見つけ出し、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で計画を策定するのです。何を強靱化するのかを明確にすることが重要なのです。

文京区という特徴ある国土において、脆弱性という観点で、最も懸念されるのは、崖地の存在ではないでしょうか。坂のまち文京区にとって、傾斜地は景観上優れた資源としても認められるものです。しかしながら一方で、急傾斜地の崩壊という土砂災害の危険がともないます。東京都は昨年 3 月に土砂災害防止法に基づき、文京区内に土砂災害警戒区域 15 箇所、うち特別警戒区域 11 箇所を指定しました。これは第 1 次基礎調査結果に基づくものであり、今後指定区域が増える可能性もあります。文京区はこれを受けて文京区土砂災害ハザードマップを作成して、警戒を呼びかけていますが、もう一步踏み込むべきではないでしょうか。土砂災害警戒区域を指定する側の責任があると思います。脆弱性を指摘するだけでなく、強靱化する責任も果たすべきではないでしょうか。弱点について対応策を考え、重点化・優先順位付けを行った上で強靱化を行うのです。現在の「がけ整備資金助成事業」のあり方も見直すこととなりますが、区の見解をお聞かせください。

強靱化というのは文京区のリスクマネジメントであります。脆弱性の分析・評価を行い、

その上で強靱化の推進方針を検討する。仮に起きれば文京区に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、この事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、全庁横断的な取り組みを検討するのです。その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対策を内容とするものになるはずです。あらためて文京区が国土強靱化地域計画を策定することを期待するものであります。

次に、「文京区緑の基本計画」改定を見据えた新たな構想について、お尋ねします。

永井荷風に『日和下駄』という作品があります。東京を散策してまわって書かれたエッセイなのですが、今はやりの「街歩き」のさきがけのように感じられます。そのエッセイの中に、ずばり「崖」という項目があるのですが、ものの見事に文京区のことばかり書かれています。小石川春日町、柳町指ヶ谷町、本郷の高台、根津、弥生ヶ岡、千駄木、団子坂、茗荷谷、切支丹坂、小日向台町、水道町、音羽、大塚、目白の山、と続々と登場してきます。その中でも注目されるのが次の文章です。「神田川を限るお茶の水の絶壁は元より小赤壁の名がある位で、崖の最も絵画的なる実例とすべきものである。」先ほども述べましたが、崖地は確かに文京区の脆弱性を示すウィークポイントではありますが、ことほどさように景観においては見るべきものがあるといえます。また、国土交通省が「水面から見たまち」という紹介を行っているのですが、その中の神田川編「御茶ノ水橋から水道橋にかけて」という部分には次のように書かれています。「神田川のこの付近は、美しく整備された水辺であり、大都会の中のオアシスと言っても過言ではないでしょう。世界中の大都市の中でも、都市の真ん中に緑豊かな溪谷があり、水の豊かさを楽しめる空間が、現在も残されている例は少ないでしょう。」いささかほめすぎだと、われわれ文京区民は感じるかもしれません。けれども国土交通省はなにも文京区民を喜ばそうとしているわけではないでしょうから、これは客観的な評価であると言えるでしょう。それほどポテンシャルをこの水辺の空間は秘めているのです。もちろんこのことに文京区は気づいていました。今から20年前、平成11年の3月に策定された「文京区緑の基本計画」にちゃんと記されています。神田川の水辺は人や生き物の憩いの場としての役割を果たすように、河川の自然度を高め、周辺のまちと一体となって自然豊かな空間を維持充実させていくと、そううたっています。そのために、神田川沿いの本郷・湯島の一帯は積極的に緑地の保全・緑化を図るゾーンとして緑化重点地区に位置づけられもしたのであります。より具体的には、法面の緑や流路にそった緑地、道路、橋、橋詰めの空間などを活かしながら、自然豊かな親水、これは水に親しむと書く熟語になりますが、親水空間として充実を図る、となっています。基本計画の目標年次は20年後ということですので、平成30年の今年度は、20年前に文京区が目指した将来の緑の姿をどれほど達成できたのかということを検証するタイミングでもあります。検証の概要と今後の計画改定に向けての進捗状況、またその見通しを

お示し下さい。基本計画では、神田川・緑の散歩道・街路樹をつないで文京の歴史や文化、自然やまちの個性と身近に親しめるネットワークをつくり、ともうたっています。御茶ノ水橋から水道橋にかけての神田川沿いを、何とか整備することはできないものなのか。道路を隔てた元町公園の再整備にあっても、一体的に整備することはできないものなのか。隣接しているともいえる本郷給水所公苑ともネットワークをつくれぬものなのか。東京都との連携協力を進め、さらには崖地を強靱化する観点からは国との連携協力を進め、一体的な整備に向けて働きかけできないものなのか。**区のことを、ぜひお聞かせください。**今や東京名所ともなった目黒区が目黒川沿いの桜ですが、護岸改修工事を経て800本の桜が植えられたことが、現在における街の賑わいの原動力となっています。行政の決断が区の資源を発展させ、次世代の希望を叶えることにつながるのです。文京区の緑の基本計画に示された理念を、ぜひ具体化して、次世代へとつなげてほしいと思います。

私が神田川沿いの御茶ノ水周辺にこだわりますのは、ここにはさらなる可能性が秘められていると感じるからなのです。御茶ノ水周辺のことを「日本のカルチェラタン」「神田カルチェラタン」と呼ぶことがあります。カルチェラタンというのはフランスはセーヌ川の左岸、パリ市の5区と6区にまたがる区域のことで、ここはパリ市きっての文教地区であるわけです。ちなみに6区の方は渋谷区さんが文化交流協定を結んでいます。きっかけは渋谷区原宿とパリ市6区のサンジェルマン・デ・プレの雰囲気似ている、というところからだそうです。では5区は？まだ協定はありません。パリ第一から第四の大学、いわゆるソルボンヌ大学や、エコールノルマルなどの名門グランゼコールが所在し、さらにはパリ植物園も、このパリ5区にあります。区内に多くの大学を抱える文京区、さらには小石川植物園も擁する文京区、パリ5区との親和性があるというのはあながち無理な結び付けだとは言えないのではないのでしょうか。パリの文教地区セーヌ左岸の5区と、東京の文教地区神田川左岸の文京区です。

今年、港区さんとパリ市が連携協定を締結しました。2020年の東京でのオリンピックにおいてトライアスロンのスイム競技、オープンウォータースイミングの会場となるのが港区お台場であり、また2024年のパリでのオリンピックにおいてトライアスロンやオープンウォータースイミングをセーヌ川周辺で開催することを目指していることから、「泳げる海お台場」を掲げる東京と「泳げる川セーヌ川」を掲げるパリが、共通の課題として水質改善に取り組むことで合意した、というのがこの経緯だそうです。もちろん水質改善は港区単独でできることではありません。東京都や国との連携協力があればこそ、でしょう

せっかく日本最古の植物園、小石川植物園を擁する文京区であります。緑の専門家の観点から、文京区の「緑の基本計画」の改定に際しては、ぜひともアドバイスを頂くことを検討してほしいと思います。そうした関係性を構築した上で、さらにはそこからパリ植物園へのアプローチも展開して欲しいのです。港区が水質改善つながりで連携協定までいったわけですから、文京区も都心における緑の有効性つながりで、パリ5区さんとも連携を深めることは可能であると考えます。世界一の観光目的地という地位を築いてきた

パリです。増加する一方の外国人旅行者を迎える東京は、今後経験したことのない様々な問題を抱えていくことになるでしょう。パリはそうした諸問題を解決していく手立てを示してくれる良き先達となるはずです。もちろん関係の構築には交流の積み重ねが必要です。そのきっかけとなるのが東京オリンピックであり、パリでのオリンピックなのです。パリでの開催まであと6年あります。渋谷区も最初のきっかけから協定の調印まで5年をかけていますから、ちょうどいいタイミングではないでしょうか。文京区とパリ5区との間で結ぶ「緑の文化協定」という構想について、区の見解をお聞かせください。

最後に、文京区における総合教育会議のあり方について、お尋ねします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」が行われ、新しいかたちでの教育委員会がスタートしてから4年目をむかえています。政府が政策の大きな柱として掲げた「教育の再生」を図るため、地方公共団体の長いわゆる首長が、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになり、さらには策定に関する協議等を行うための場として総合教育会議が設けられることになりました。

総合教育会議は文字通り、教育に関する全てについて協議をすることができる場であり、区長と教育委員会とがフランクに意見交換ができる場でもありますし、区長がリーダーシップを発揮する場でもあります。

平成29年に開催された文京区の総合教育会議では「子どもの貧困対策」をテーマに、子供家庭部を中心に教育委員会も含めた様々な部署が組織横断的に連携して取り組んでいる6つの事業を取り上げ、議論がなされています。いわゆる教育プロパーの視点だけでは見えてこない区民の状況について区長からの情報提供があり、事業実施にかかわる戦略の説明も区長自ら積極的に行っていて、文京区の総合教育会議が区長のリーダーシップのもとに進められていることが見て取れます。願わくば、年に一度といわず、何度でも総合教育会議を開催して様々な課題に対して解決策を見出してほしいと思います。こうしたいわば総合教育会議を活用した区と教育委員会の連携強化について、その方針をあらためてお示し下さい。

総合教育会議については地方教育行政法上、ほとんど具体的な規定がありませんので、自治体ごとに会議の頻度や、協議・調整する事項、調整のための手続きは異なるように思います。たとえば23区の平成29年度における実施の状況についても、3回実施が1区、2回実施が12区、1回実施が7区、実施していない区も3区あります。温度差があるようにも見受けられますが、そもそもの目的をわれわれは忘れてはなりません。地方教育行政のガバナンスのあり方が強く問われる事態となり、今回の教育委員会改革の直接的なきっかけとなった大津市でおこったいじめ自殺事件です。私もこの一般質問の場で質問をさせて頂きましたが、教育行政の責任と権限が分散しており責任の所在が不明確であったという事態が露呈しました。そうした状況を変えなくてはならないという議論から、従来より

も首長の権限の強化が図られることとなり、その大きな柱の一つとして、首長と教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議が立ち上がったわけですから。大津市さんは平成 29 年度だけで総合教育会議を 11 回開催されています。問題解決に取り組まなくてはならないテーマは尽きることがないと思います。そして、区が早急に解決を図るべきであると判断するならば、速やかに総合教育会議を開催するべきでしょう。

全国の自治体の例を見ても、取り上げるテーマに共通するものが多くあります。それほど喫緊の課題であるとの認識があるのでしょうか。その一つのテーマが特別支援教育の推進についてです。文京区においても、小学校への特別支援教室設置に続いて、平成 31 年度からは全区立中学校にも特別支援教室が設置される予定であり、充実を図っていますが、このことによってどのような効果が期待できるのか、伺います。また、率直に、特別支援教育にはこれ以外にどのような課題があり、どのような体制やスケジュールで、取り組んでいこうと考えているのか、お聞かせください。

他にも、注目すべきテーマはあります。災害が発生した際に、区長部局と教育委員会がどのように連携するのかといった議論や、キャリア教育またリカレント教育についても、区長部局と連携して地域産業を担う人材育成を目指すといった議論などが、目を引くものではありますが、この点については、一般質問のこの場において、私からもすでに問いかけたことがございますので繰り返しません。最後にお伺いしたいテーマとして今回取り上げたいのは学校の ICT 環境の整備についてです。文部科学省の「2020 年代にむけた教育の情報化に関する懇談会」の最終まとめにおいても、学校の ICT 環境の整備について、教育委員会と首長が連携協力をして取り組みを進めていくことの必要性を提言しています。また、このことを受けて、全国の首長有志が、未来にふさわしい新しい学びを実現するための環境整備を行おうと「全国 ICT 教育首長協議会」を立ち上げて、首長みずから動くこと、国と動くこと、産学と歩むことを、積極的に進めています。成澤区長もこの協議会に加盟されていることから、ICT を活用した新しい教育方法が有効であるとの認識をお持ちであろうと思います。文京区が推進する ICT 教育のあるべき姿について、まずは教育委員会に伺います。その上で、そうした理想を実現するための環境整備については、総合教育会議を駆使して、教育行政の大綱に ICT 環境整備計画を位置づけて策定することも手法の一つとして有効ではないでしょうか。区の見解をお聞かせください。

以上で質問を終わります。ご静聴まことにありがとうございました。